

災害時における_____業務等の優先供給に関する協定書

社会福祉法人 広谷福祉会（以下「甲」という）と、_____株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり災害時における_____業務等の優先供給に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定められている災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲が乙の協力を得ることにより、甲の_____に係る事業を継続（以下「事業継続」という）するために必要とされる_____等（以下「_____業務等」という）の優先的な供給（以下「優先供給」という）を確保することを目的とする。

第2条（優先供給の要請）

- 甲は、災害時において、事業継続のために_____業務等の優先供給を確保する必要があるときは、乙に対し、_____業務等の優先供給を要請することができる。
- 前項の規定による要請は、甲の正当な権限を有する代表者の記名及び押印を付した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。
 - 要請に当たっては、甲は、優先供給を要請する期間ならびにその他の必要事項を乙に連絡するものとする。

第3条（優先供給の実施）

- 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り可能な範囲において速やかにこれに協力し、優先供給を実施するものとする。
- 乙による_____業務等の優先供給先は、甲が指定するものとする。
 - 前条の優先供給を要請する期間について、甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

第4条（費用の負担）

- 甲は、前条の規定により乙が_____業務等の優先供給に要した費用を負担するものとする。
- 前項の規定により甲が負担する費用の額は、乙が_____業務等の優先供給に要した実費額とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第5条（費用の請求）

- 乙は、_____業務等の優先供給が終了した後、速やかに前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとする。
- 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

第6条（連絡責任者）

甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、下記に選任する。

甲連絡責任者： _____

乙連絡責任者： _____

2. 甲及び乙は、本協定に定めた事項に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として連絡責任者を通じて行うものとする。
3. 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で連絡し、その後速やかに書面を送付するものとする。

第7条（補償）

第3条に規定する優先供給の実施に伴う業務に従事した者ならびに当該業務に用いた施設や設備等に災害被害が発生した場合の補償について、次に掲げる場合を除き、乙の請求により甲が負担するものとする。

- (1) 乙による故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 第三者の行為によるものであって、第三者から補償もしくは賠償を受けることができる場合

第8条（事業継続計画の策定）

乙は、本協定の締結後速やかに本協定の履行に必要な事業継続計画を策定するものとする。

第9条（演習・訓練等への参加）

乙は、甲が企画する本協定に関する演習・訓練等に参加するよう努めるものとする。

第10条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙から何らの申出がない場合は、さらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

第11条（協議事項）

本協定に定めなき事項又は解釈上疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をするものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

_____年__月__日

甲：

乙：